

## 令和8年度 財務会計システム更新リース仕様書

1. 件 名：令和8年度財務会計システム更新リース
2. リース期間：令和8年6月1日から令和13年5月31日まで  
リース期間満了後、リース物件は現状のまま自動的に精華町へ移転するものとする。
3. 納品場所：京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地  
精華町役場5階情報センター
4. 支払方法：発注者から受注者への支払は、毎月分を月末締め後払いとする。  
また、受注者から物件売渡業者への支払期限は次のとおりとする。  
なお、リース期間中に消費税率の変更があった場合は、関係法令等に沿って算出した消費税額で支払うものとする。

### 5. 物件売渡業者への支払要件（支払期限：令和8年6月30日）

	金額（税抜）	金額（税込）
財務会計システム機器（別紙明細のとおり）	金 9,087,000 円	金 9,995,700 円
財務会計システム構築費用	金 18,900,000 円	金 20,790,000 円
合計	金 27,987,000 円	金 30,785,700 円

6. 納品日時：令和8年5月25日（月）から29日（金）  
発注者の立会いのもと瑕疵がないことを確認し、上記いずれかの日付で物件借受証を発注者から受注者に対して交付する。
7. 納品方法：リース物品の納品及びシステムセットアップ等は物件売渡業者が行うものとするため、受注者に納品及びシステムセットアップ等に係る責任は生じない。
8. その他：ソフトウェアの著作権については、物件売渡業者に属する。リース動産総合保険料及びリース期間中の公租公課は発生しない。
9. 機器保守：リース物件にかかる通常保守サービスは別途物件売渡業者と精華町の間で契約するため、受注者に保守サービスに係る責任は生じない。
10. 契約形態：リースに関する契約は、発注者、受注者、物件売渡業者との間の三者契約とする。